**住民説明会（仲尾次保育所）**

**兼次地区・兼次小学校区 Q＆A**

Q　兼次・天底なら各地域の民間保育所、村中央部は認定こども園という風に、各地域の園にしか通うことができないのか。そうなると、定員があふれたばあいはどうなるのか？

A　各地域の園にしか行くことができない訳ではありません、例えば天底地区の方が兼次地区の保育園に通うなど、保育園児に関しては全ての保育所への入所を希望することはできます。

　また、定員があふれた場合には他地区の園に入所していただくこともあります。ただし、兄弟がいる等の優先される場合や定員の都合で入所調整が行われます。

Q　５歳児の幼稚園児が認定こども園に入所を希望し、定員がいっぱいなため入所できない場合は、民間保育所に入所できるのか。

A　幼稚園に入所される児童は「1号認定児」で、自宅で保育が可能な世帯なので保育所に入所することはできません。

Q　多様な保育サービスの提供として余裕教室活用型一時預かり事業、延長保育、障がい児保育等の実施とありましたが、病児預かり保育というのは実施する予定はないか。例えば、子どもが熱を出したので迎えに来て欲しいと言われても、急に仕事を抜けてくるのは難しいので、その間預かってくれる等のサービスがあると助かる。

A　一時預かり事業や延長保育等は特別保育事業として早い時期での実施を予定していますが、病児保育に関しては、看護師の配置や嘱託医の確保等様々な要件もありますので、直ぐに取り入れることは難しいと思います。ただし、今後実施に向け取り組みたいと考えています。

Q　初めは保育所に通っていて、３歳以上から認定こども園の幼稚園に通うことは可能なのか。初めから認定こども園に通っていなければならないのか。

A　それは可能です。認定こども園の保育所部分に通っていなければ、幼稚園児として入園できないという訳ではありません。

また、民間の保育所に通う５歳児と認定こども園の通う５歳児とで、受ける幼児教育・保育が異なるという訳ではないので、必ずしも幼稚園（認定子ども園）に移る必要はありません。

Q　２号認定で認定ども園に入所すると午後の預かり保育代は無しか？

A　２号認定はもともと保育の部分での入所となるので、午後の預かりはありません。今までどおり午後まで預けることができます。

Q　土曜日の午後の保育は民営化になっても変わりはないか？認定こども園の土曜日の預かりは行うのか？

A　特に変更はありません。認定こども園も行います。

Q　民間保育園独自の取組みというのも取り入れていくのか？

A　保育基準を遵守し、民間運営の良さを出してもらえることを大いに期待している。行政が過剰に民間の保育運営に干渉すると、民間本来のフットワーク機能や保育ニーズに合わせた迅速な対応に影響が出ることも懸念されることから、福祉サービスにつながる取り組みについては積極的に取り入れてほしい。

Q　今までは４保育所合同で運動会を行なってきましたが、今後はどうなりますか？

A　各園の定員や運営が実際可能であるか検討を要すため、今後協議が必要です。